

令和元年6月4日
地震火山部

草津白根山（白根山（湯釜付近））の 噴火警戒レベル判定基準の改定について

草津白根山（白根山（湯釜付近））の噴火警戒レベル判定基準のうち、レベル3に引き上げる基準及びレベル2から1に引き下げる基準について見直しました。

気象庁では、噴火警戒レベルを運用している全国の火山について、噴火警戒レベルの判定基準の精査作業を進め、順次、公表しています。また、火山活動の状況や新たな知見をもとに随時見直しを図っています。

草津白根山（白根山（湯釜付近））の噴火警戒レベルの判定基準について、近年得られた地震活動や地殻変動、全磁力、噴気や湖水の化学組成の観測データと火山活動の関係をもとに、以下のとおり見直しました。

- ・ 昨年4月及び9月の地震活動活発化の事例と過去の噴火事例と合わせて検討した結果、昨年4月及び9月の火山活動をレベル3に相当するものであったと判断し、これらの経過を踏まえて、レベル3へ引き上げる定量的な基準を設定した
- ・ レベル2から1に引き下げる基準について、地震活動が低調な状態に戻り、地殻変動や全磁力の観測データが静穏時に戻る傾向が明瞭になるという従来の条件に併せ、噴気や湖水の化学組成の観測データも静穏時に戻る傾向が明瞭となることを条件に加えた

また、昨年4月及び9月の火山活動をレベル3に位置づけたことに伴い、草津白根山（白根山（湯釜付近））の噴火警戒レベルのリーフレットを改定します。

○気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表
https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html

○気象庁ホームページの「各火山のリーフレット」のページ（以下 URL）で公表
<https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai/level.html>

問合せ先：地震火山部火山課火山監視・警報センター 担当 西脇
電話 03-3212-8341（内線 4524） FAX 03-3212-3648